

令和3年流山市議会第2回定例会議案

6月17日招集
流山市

目 次

- 4 5 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第4号））
- 4 6 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 4 7 令和3年度流山市一般会計補正予算（第6号）
- 4 8 流山市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 9 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 0 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 1 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
- 5 2 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 3 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 4 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 5 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 6 和解及び損害賠償の額の決定について
- 5 7 和解及び損害賠償の額の決定について
- 5 8 市道路線の認定について
- 5 9 市道路線の廃止について

- 3 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 4 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 5 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 6 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 7 繰越計算書について（水道事業会計）

- 8 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 9 専決処分の報告について
- 1 0 専決処分の報告について
- 1 1 専決処分の報告について

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 まん延防止等重点措置の期間延長に伴い、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、テイクアウト・デリバリーを実施する飲食店に事業支援を継続するに当たり、特に緊急を要したため、令和3年5月27日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第4号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和３年度流山市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和３年５月２７日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 46 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新型コロナウイルスワクチン接種の迅速化を図るため、集団接種会場の増設及び接種業務の外部委託を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年6月2日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第5号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和３年度流山市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和３年６月２日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 48 号

流山市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について
流山市市民投票条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 署名者の負担を軽減することを目的として、市民投票の実施
を請求するための署名簿に署名等をする際の押印を廃止するた
めである。

流山市市民投票条例の一部を改正する条例

流山市市民投票条例（平成２９年流山市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「署名し、印を押す」を「署名する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が一部改正されたことに伴い、個人番号カードの発行事務が地方公共団体情報システム機構の事務となり、個人番号カードの発行手数料についても同機構が定めることとなることから、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除するためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）関係の項を削る。

別表第５を次のように改める。

別表第５ 削除

附 則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

議案第 50 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び自筆署名を不要とするためである。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和２６年流山市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「（以下「代表者等」という。）」を削り、同条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第８条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）1台 |
| 2 | 取得目的 | 消防自動車の更新 |
| 3 | 取得金額 | 57,530,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目5番11号
小西ビル1階
長野ポンプ株式会社 東京営業所
所長 藤井 利男 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

水槽付消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）概要

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 型 式 | 水槽付消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）
3トン級シャーシ、ハイルーフダブルキャブ |
| 2 | 規 格 | 全長6,100ミリメートル、全幅1,900ミリ
メートル、全高3,000ミリメートル |
| 3 | エンジン出力 | 110キロワット（150p s程度） |
| 4 | 駆 動 | 4輪駆動方式 |
| 5 | 乗車人員 | 5名 |
| 6 | 主な車両装備品及び付属品 | |
| | | (1) LED赤色警光灯 |
| | | (2) モーターサイレン |
| | | (3) 空気呼吸器一式 |
| | | (4) 照明器具一式 |
| | | (5) 三連梯子 |
| | | (6) カギ付き梯子 |
| | | (7) ホースカー |
| | | (8) 各種ホース |
| | | (9) ホース搬送バッグ |
| | | (10) 救助ロープ（12ミリメートル×200メートル） |
| | | (11) フルボディハーネス |
| | | (12) 熱画像直視装置 |
| | | (13) ガス検知器 |
| | | (14) 泡消火薬剤 |
| | | (15) 破壊器具 |
| | | (16) 充電式レスプロソー |
| 7 | 履行期間 | 議会の議決の日の翌日から210日 |

業 者 経 歴 表

会 社 名	長野ポンプ株式会社		
代 表 者	代表取締役 長野 幸浩		
自 己 資 本 額	1 5 0, 1 4 6 千円 （資本金額 2 7, 0 0 0千円）		
所 在 地	本 社	石川県金沢市浅野本町口 1 4 5 番地	
	営 業 所 等	東京都千代田区外神田五丁目 5 番 1 1 号小西ビル 1 階	
主 な 取 扱 商 品 及 び 事 業 内 容	（１）消防ポンプ自動車製造販売及び修理（２）消火設備、避難設備等、消防防災設備、設計、施工（３）消防防災用品販売（４）消防設備保守点検		
過 去 2 か 年 の 年 間 平 均 販 売 実 績 高	平成 3 1 年 4 月 期	2, 4 9 4, 6 0 4 千円	
	令和 2 年 4 月 期	2, 8 4 7, 9 7 9 千円	
	平 均	2, 6 7 1, 2 9 1 千円	
過去の主な販売実績	物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車の製造	
	発 注 者	千葉県市川市	
	契 約 金 額	6 8, 5 3 0, 0 0 0円	
	納入年月日	令和 2 年 3 月 1 7 日	
	物 品 名	西消防署消防ポンプ自動車購入	
	発 注 者	千葉県我孫子市	
	契 約 金 額	7 2, 0 5 1, 1 6 0円	
	納入年月日	令和 3 年 2 月 1 8 日	
	物 品 名	災害対応特殊消防ポンプ自動車	
	発 注 者	埼玉県川越地区消防組合	
	契 約 金 額	4 6, 0 9 0, 0 0 0円	
	納入年月日	令和 3 年 1 月 6 日	
物 品 名	消防用自動車（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の製造		
発 注 者	埼玉県三郷市		
契 約 金 額	6 8, 3 6 5, 0 0 0円		
納入年月日	令和 3 年 3 月 2 日		

議案第 52 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市江戸川台福祉会館の管理を指定管理者に行わせるためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項に次の１号を加える。

（１３）流山市江戸川台福祉会館

第５条の３第１項第２号中「及び流山市向小金福祉会館」を「、流山市向小金福祉会館及び流山市江戸川台福祉会館」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市江戸川台福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市江戸川台福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市江戸川台福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第５条の３第１項第３号の規定によりなされた許可とみなす。

議案第 53 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 令和2年度税制改正により、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、重度障害者医療費の支給判定及び負担基準額の決定の際の未婚のひとり親に対する寡婦及び寡夫控除のみなし適用の規定を削除するためである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例
の一部を改正する条例

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例
(平成19年流山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

別表第1備考を次のように改める。

備考 この表における世帯に含まれる者は、重度障害者医療費の受給
権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるも
のとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医
療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた
保険医療等について適用し、同日前に受けた保険医療等については、
なお従前の例による。

議案第 54 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 小山小学校区第5おおたかの森ルームを新設するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目 ５番地の３
-------------------	------------------------

」

を

「

小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目 ５番地の３
小山小学校区第５おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森北一丁目 ２８番地の１

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- ３ 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 55 号

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 南流山地域図書館・児童センターの工事の期間を延長したことに伴い、当該施設の開館日を変更するためである。

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和４年９月１日」を「令和４年１２月１日」に改める。

（１）流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和３年流山市条例第１３号）附則第１項

（２）流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例（令和３年流山市条例第９号）附則第１項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和解及び損害賠償の額の決定について

小学校の体育の授業中に発生した事故について、次のとおり和解し、これに対する損害賠償の額を決定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事故の概要

平成29年12月14日午前11時50分頃、市内小学校において、相手方児童が、体育の授業中に縄跳びを使用した「しっぽとり鬼」に参加している際、他の児童の縄跳びを取ったところ、縄跳びの持ち手及び縄が相手方児童の左目まぶたに当たり、左目打撲・左眼^{けん}瞼挫創したもの

2 和解の相手方

(1) 当時流山市在住の児童1名及び親権者2名

(2) 東京都千代田区麴町二丁目4番地 麴町鶴屋八幡ビル5階

弁護士法人法律事務所ヒロナカ 弁護士 白井 徹(代理人)

3 和解の要旨

損害賠償金として13,834,633円を市が支払う。

4 損害賠償の額

13,834,633円

提案理由 小学校の体育の授業中に発生した事故に係る損害賠償の額について、相手方と合意したため、和解し、損害賠償の額を決定するためである。

議案第 57 号

和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解し、これに対する損害賠償の額を決定する。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事件の概要

平成28年9月7日、流山市木505付近歩道において、木1号緑地の草刈作業の休憩をしていた緑地管理業務の受託者である有限会社恩田造園の社長（当時）が、車止めである石柱同士を繋ぐチェーンに腰掛けたところ、チェーンで繋がれた一方の石柱が倒れ、同じく休憩していた同社の従業員（当時）の右手を直撃し骨折した事故について、令和元年9月6日付けで、同社の社長（当時）に対する民法（明治29年法律第89号）第709条の規定による不法行為に基づく損害賠償請求及び同社に対する同法第715条第1項の規定による使用者責任に基づく損害賠償請求並びに流山市に対する国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による石柱の設置又は管理に瑕疵があったとすることに基づく損害賠償請求を行う訴訟が千葉地方裁判所になされ、約1年3か月にわたり、計11回の口頭弁論を行う中で、千葉地方裁判所から和解勧告を受けた。

2 当事者

（1）原告 流山市在住者（有限会社恩田造園の従業員（当時））

（2）被告

ア 流山市在住者（有限会社恩田造園の社長（当時））

イ 有限会社恩田造園

ウ 流山市

3 和解条項

- (1) 被告流山市在住者及び被告有限会社恩田造園は、原告に対し、連帯して、本件事故の損害賠償債務として、既払金を除き、金245万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告流山市在住者及び被告有限会社恩田造園は、原告に対し、連帯して、前号に定める金員を、令和3年7月末日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込費用は、被告流山市在住者及び被告有限会社恩田造園の負担とする。
- (3) 被告流山市は、原告に対し、本件事故の損害賠償債務として金145万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告流山市は、原告に対し、前号に定める金員を、令和3年7月末日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込費用は、被告流山市の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告、被告流山市在住者及び被告有限会社恩田造園は、本件事故に関し、原告と被告流山市在住者、原告と被告有限会社恩田造園との間には、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 原告及び被告流山市は、本件事故に関し、原告と被告流山市との間には、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 被告流山市在住者、被告有限会社恩田造園及び被告流山市は、本件事故に関し、被告流山市在住者と被告流山市、被告有限会社恩田造園と被告流山市との間には、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務（本件事故に関する求償権を含む。）のないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 損害賠償の額

1, 450, 000円

提案理由 千葉地方裁判所から提示された和解案に基づき、和解し、損害賠償の額を決定するためである。

議案第 58 号

市道路線の認定について

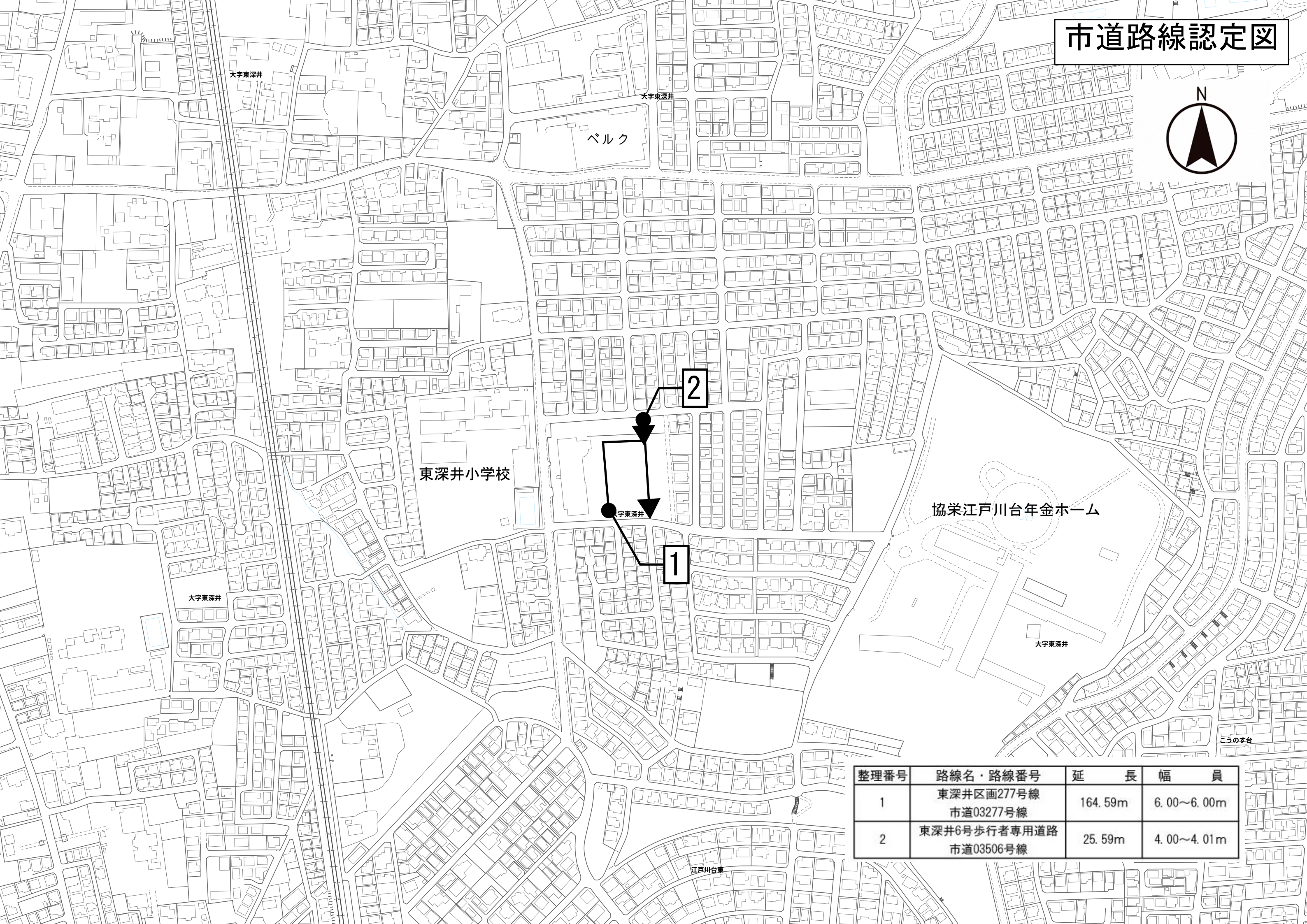
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

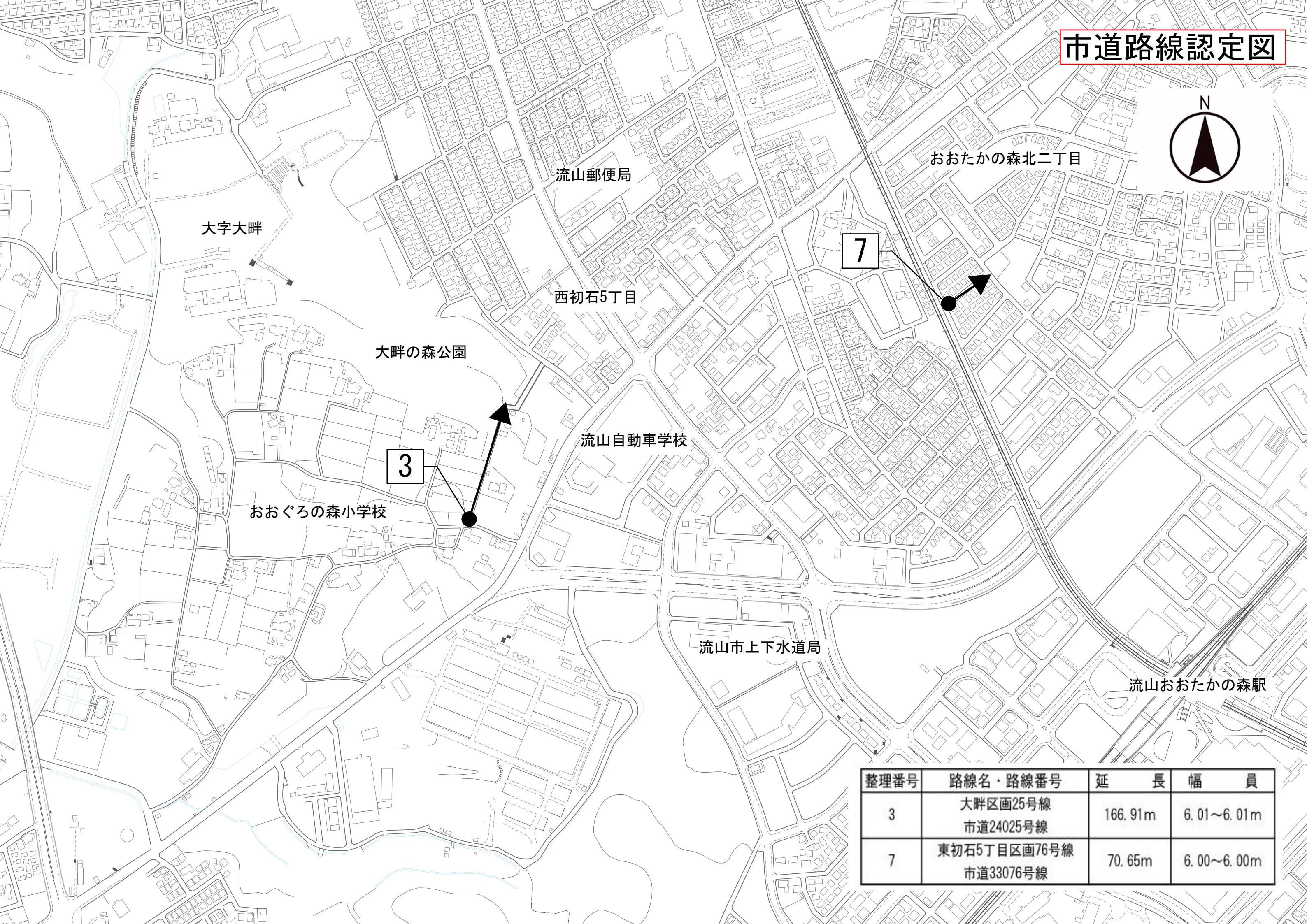
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	03277	東深井区画277号線	東深井字水辺880番224	
			同 所同 番212	
2	03506	東深井6号歩行者専用道路	東深井字水辺880番205	
			同 所同 番207	
3	24025	大畔区画25号線	大畔字東割544番5	
			同 所556番2	
4	25047	西初石1・2丁目区画47号線	西初石1丁目763番90	
			同 所同 番20	
5	25048	西初石1・2丁目区画48号線	西初石1丁目763番53	
			同 所同 番46	
6	26023	西初石3丁目区画23号線	西初石3丁目1番33	
			同 所同番30	
7	33076	東初石5丁目区画76号線	おおたかの森北二丁目11番31	
			同 所同 番30	
8	37123	十太夫区画123号線	おおたかの森東四丁目25番41	
			同 所同 番51	
9	38137	駒木区画137号線	おおたかの森東三丁目24番37	
			同 所同 番33	
10	40161	市野谷区画161号線	おおたかの森南二丁目36番45	
			同 所同 番49	
11	40162	市野谷区画162号線	おおたかの森南二丁目39番54	
			同 所同 番47	
12	40522	市野谷22号歩行者専用道路	おおたかの森南二丁目39番48	
			同 所同 番49	
13	60050	野々下3丁目区画50号線	野々下3丁目904番5	
			同 所同 番9	
14	76023	松ヶ丘4丁目区画23号線	松ヶ丘4丁目505番118	
			同 所496番3	
15	81116	鰯ヶ崎区画116号線	鰯ヶ崎字背戸谷1683番18	
			同 所同 番24	
16	81117	鰯ヶ崎区画117号線	鰯ヶ崎字背戸谷1677番6	
			同 所同 番3	
17	81118	鰯ヶ崎区画118号線	鰯ヶ崎字背戸谷1676番11	
			同 所同 番7	
18	84090	向小金区画90号線	向小金3丁目142番38	
			同 所同 番47	
19	92023	南流山8丁目区画23号線	南流山8丁目24番44	
			同 所同 番50	

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	東深井区画277号線 市道03277号線	164.59m	6.00～6.00m
2	東深井6号歩行者専用道路 市道03506号線	25.59m	4.00～4.01m

市道路線認定図



大字大畔

流山郵便局

おおたかの森北二丁目

7

西初石5丁目

大畔の森公園

流山自動車学校

3

おおぐろの森小学校

流山市上下水道局

流山おおたかの森駅

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
3	大畔区画25号線 市道24025号線	166.91m	6.01～6.01m
7	東初石5丁目区画76号線 市道33076号線	70.65m	6.00～6.00m

市道路線認定図



西初石 1 丁目

初石サンシャインゴルフ

4

5

6

主要地方道守谷流山線

初石駅

西初石3丁目

整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
4	西初石1・2丁目区画47号線 市道25047号線	222.90m	6.00～6.00m
5	西初石1・2丁目区画48号線 市道25048号線	105.57m	5.00～5.00m
6	西初石3丁目区画23号線 市道26023号線	17.86m	5.00～9.00m

市道路線認定図

江戸川大学



流山市

おおたかの森東三丁目

大堀川

駒木

9

流山ゴルフセンター

駒木

豊四季霊園

十太夫

十太夫

おおたかの森東四丁目

十太夫

大堀川水辺公園

8

東初石

東初石

東初石

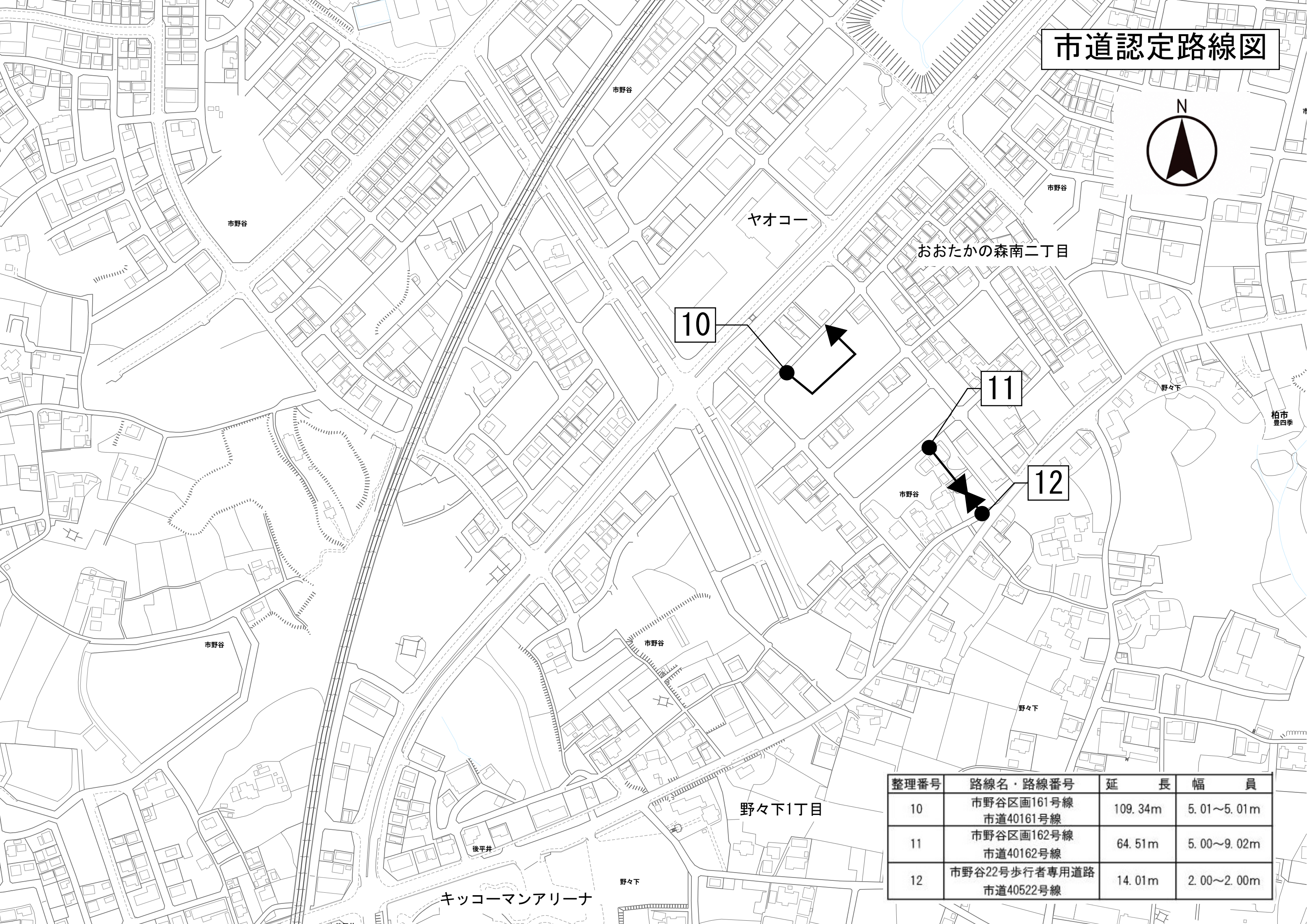
十太夫

流山市

駒木

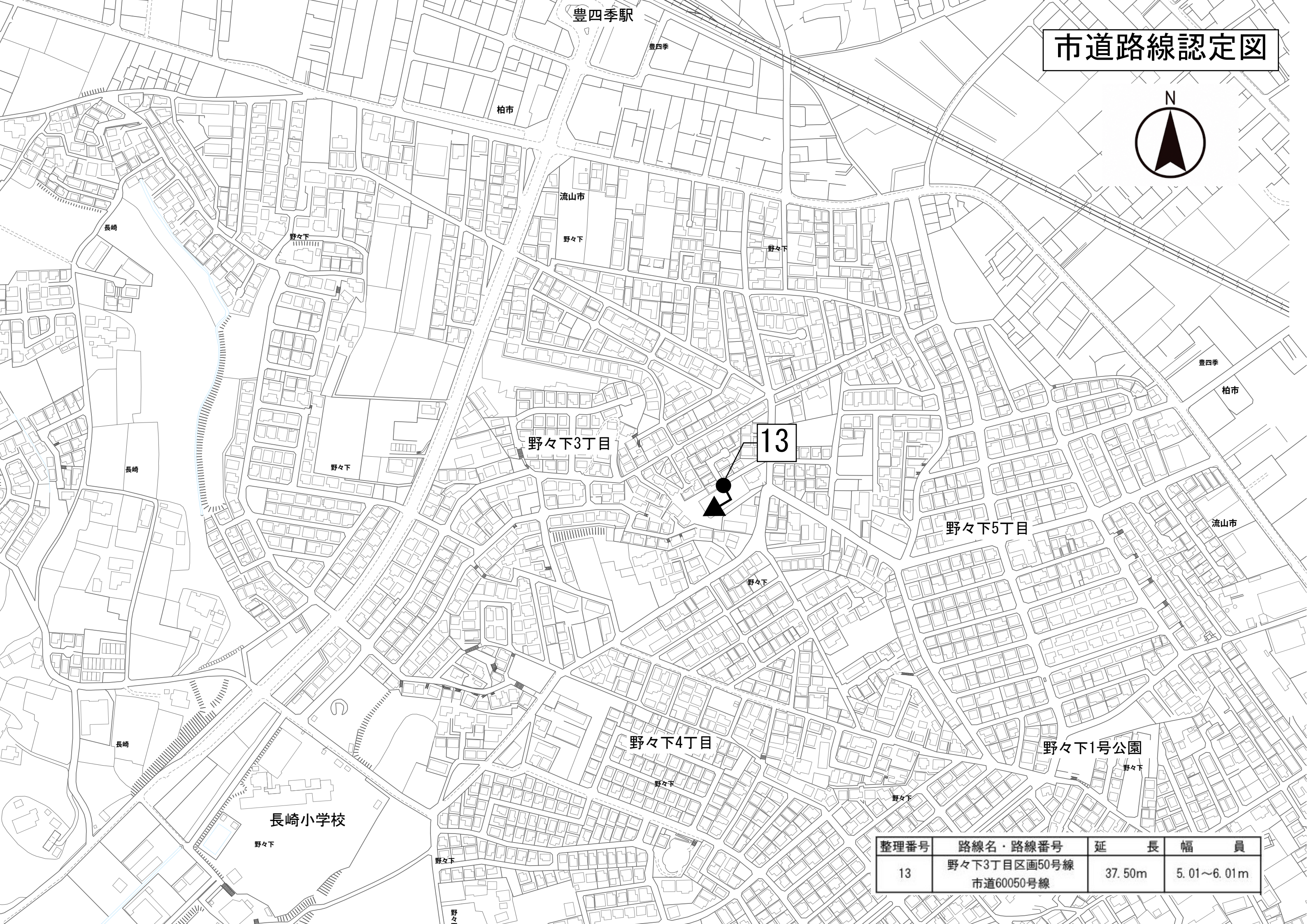
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
8	十太夫区画123号線 市道37123号線	92.06m	5.00～5.00m
9	駒木区画137号線 市道38137号線	26.30m	5.01～9.02m

市道認定路線図



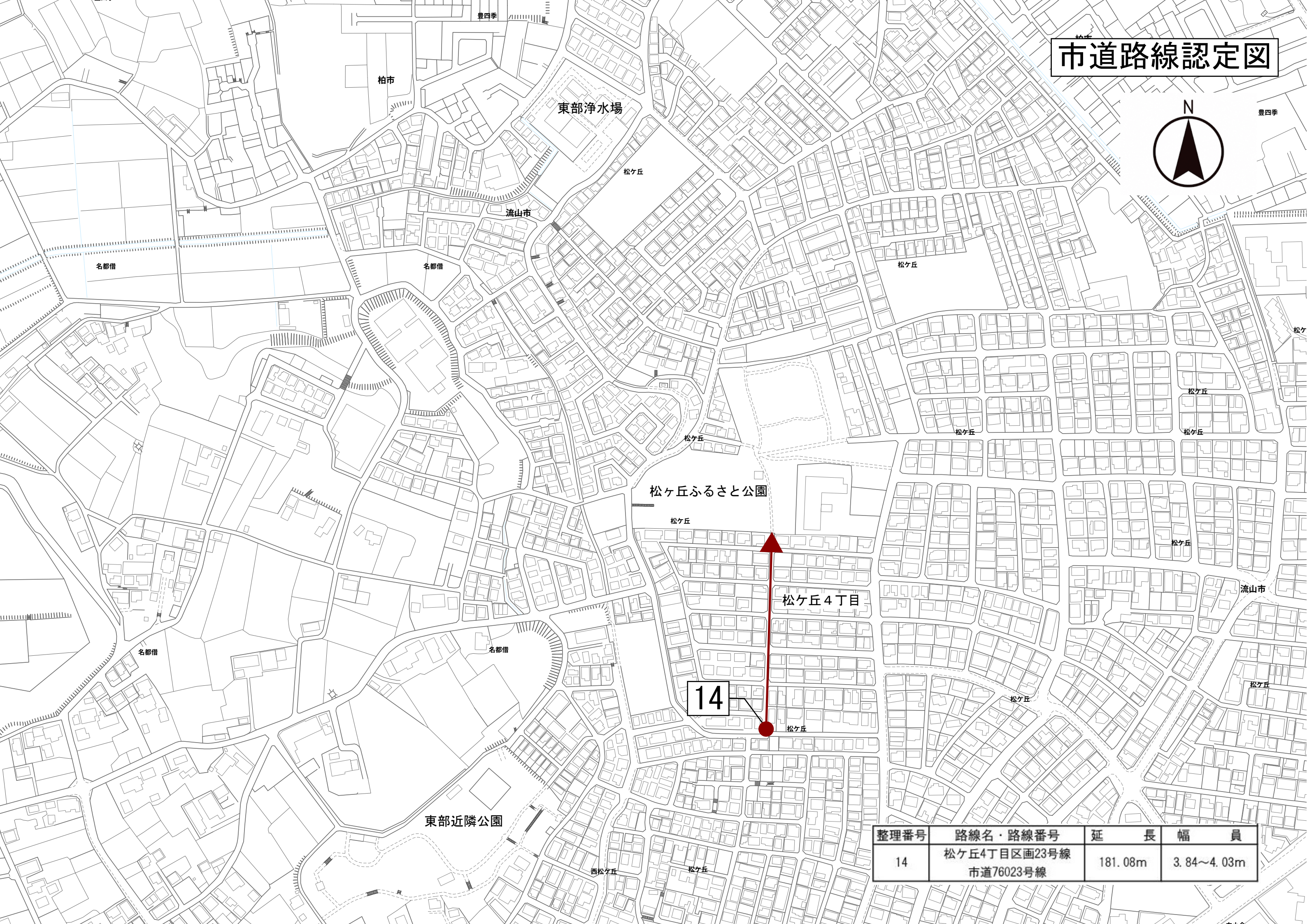
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
10	市野谷区画161号線 市道40161号線	109.34m	5.01～5.01m
11	市野谷区画162号線 市道40162号線	64.51m	5.00～9.02m
12	市野谷22号歩行者専用道路 市道40522号線	14.01m	2.00～2.00m

市道路線認定図



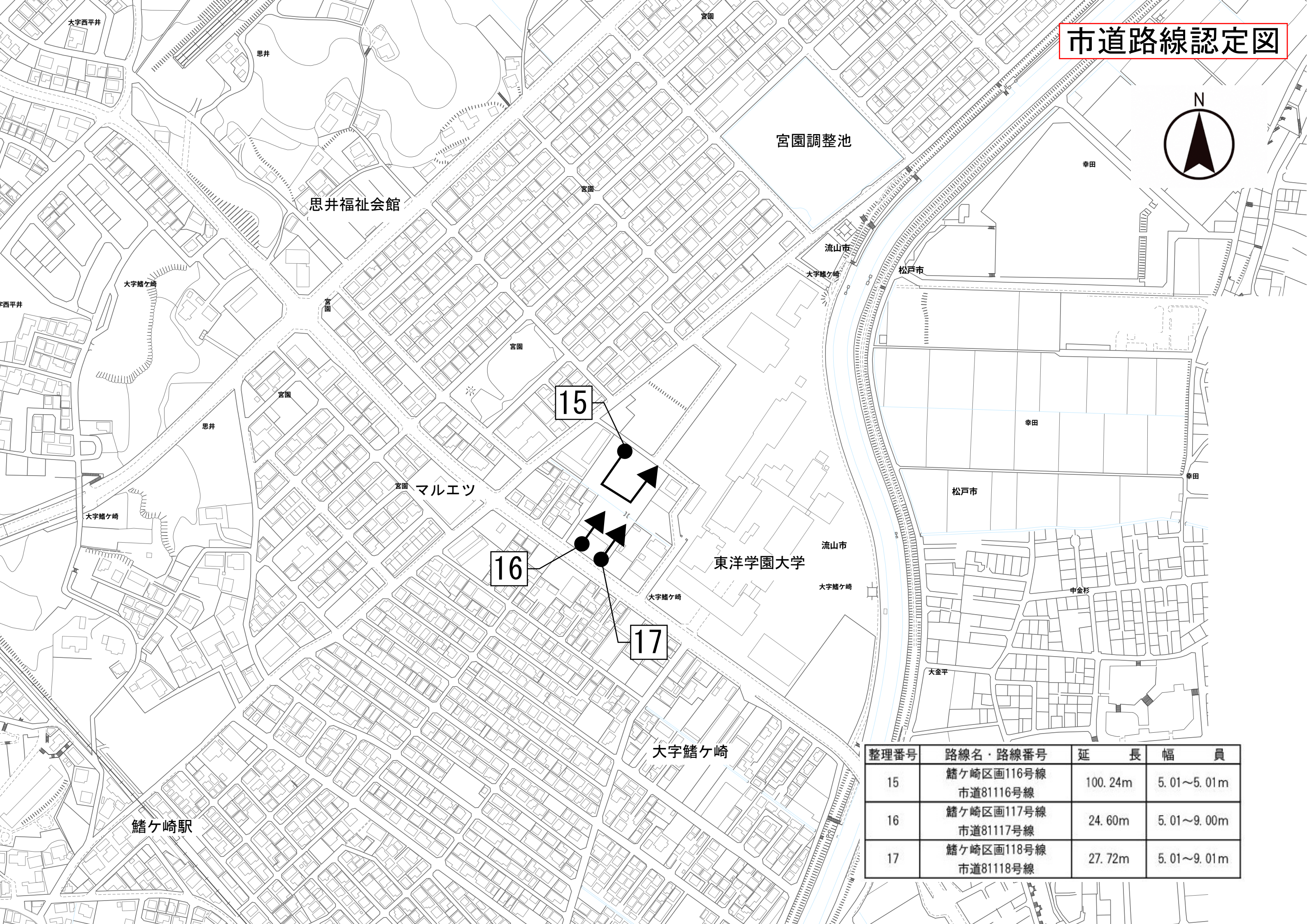
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
13	野々下3丁目区画50号線 市道60050号線	37.50m	5.01～6.01m

市道路線認定図



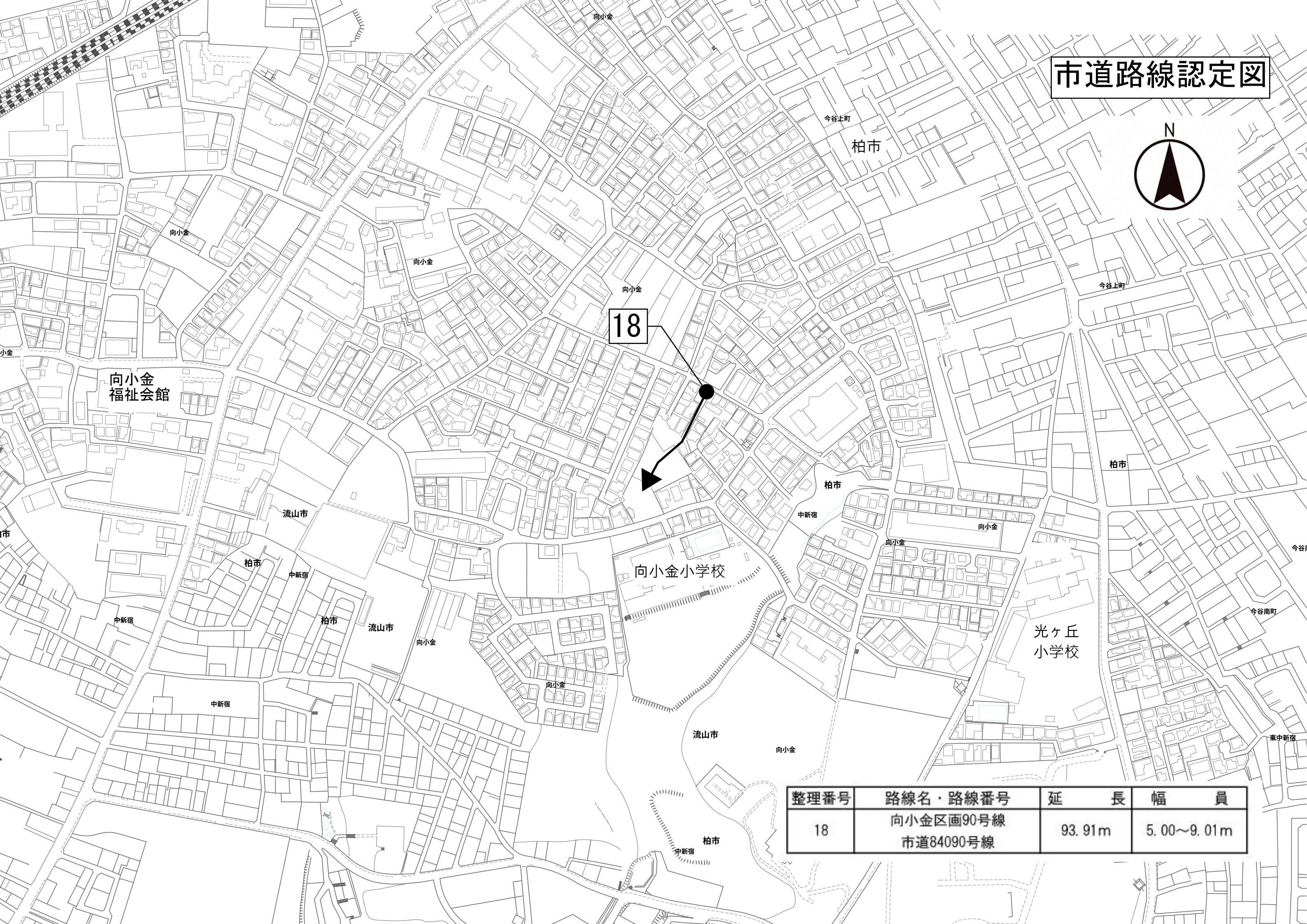
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
14	松ヶ丘4丁目区画23号線 市道76023号線	181.08m	3.84~4.03m

市道路線認定図



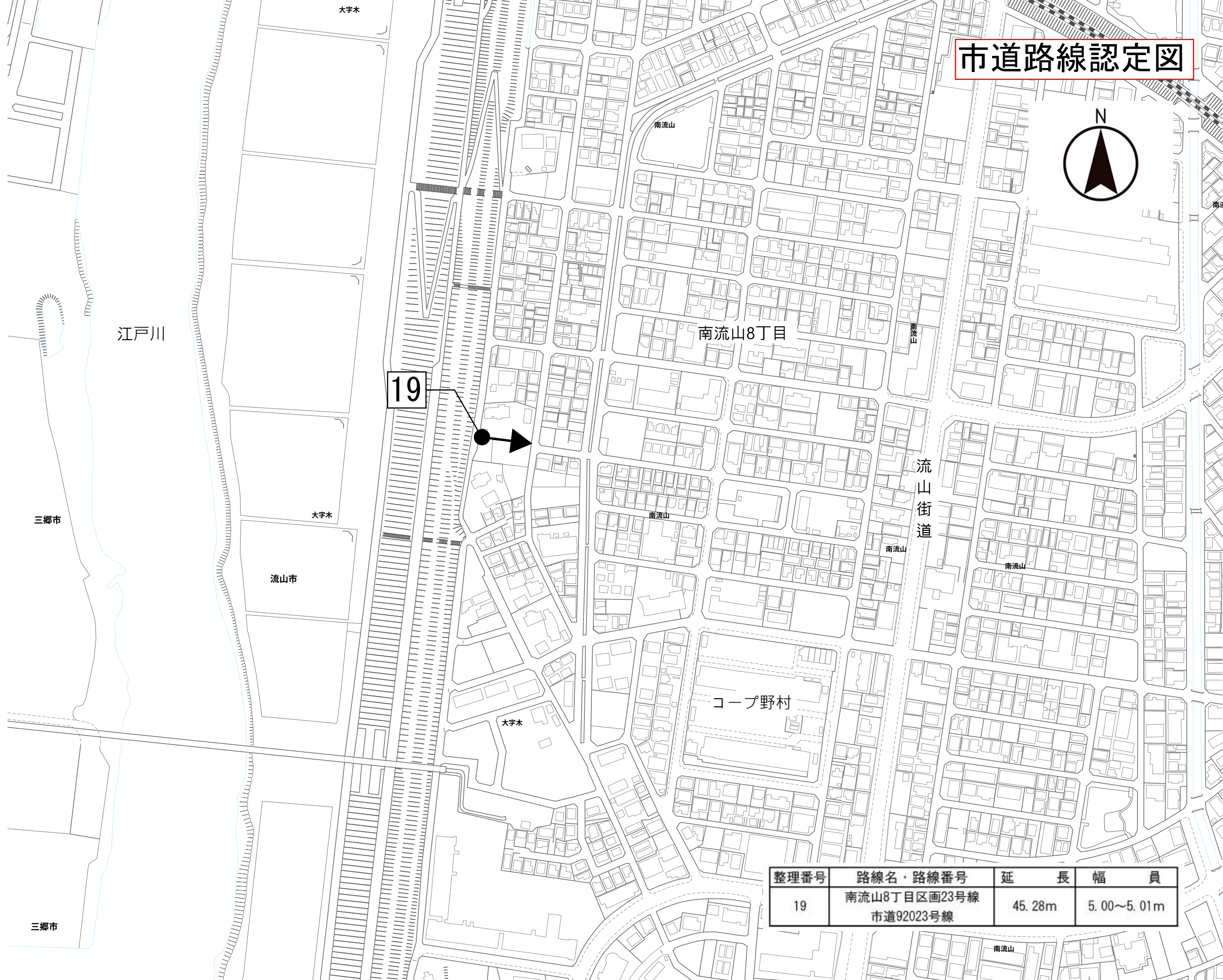
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
15	鱒ヶ崎区画116号線 市道81116号線	100.24m	5.01～5.01m
16	鱒ヶ崎区画117号線 市道81117号線	24.60m	5.01～9.00m
17	鱒ヶ崎区画118号線 市道81118号線	27.72m	5.01～9.01m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
18	向小金区画90号線 市道84090号線	93.91m	5.00～9.01m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
19	南流山8丁目区画23号線 市道92023号線	45.28m	5.00～5.01m

議案第 59 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和3年6月17日提出

流山市長 井 崎 義 治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	24010	大畔区画10号線	大畔字東割544番	
			大畔字北割605番2	
2	39002	三輪野山区画2号線	三輪野山字諸下734番	
			三輪野山字込ノ内776番	
3	39007	三輪野山区画7号線	三輪野山字込ノ内754番	
			同 所792番	
4	39112	三輪野山区画112号線	三輪野山四丁目24番	
			三輪野山字宮前678番3	
5	76007	松ヶ丘4丁目区画7号線	松ヶ丘4丁目505番118	
			松ヶ丘5丁目783番	

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
1	24010	大畔区画10号線	526.78m	0.90～3.71m
2	39002	三輪野山区画2号線	79.16m	0.00～0.00m
3	39007	三輪野山区画7号線	349.98m	0.00～0.00m
4	39112	三輪野山区画112号線	504.38m	2.50～2.50m

流山
おおたかの森高校

大畔の森公園

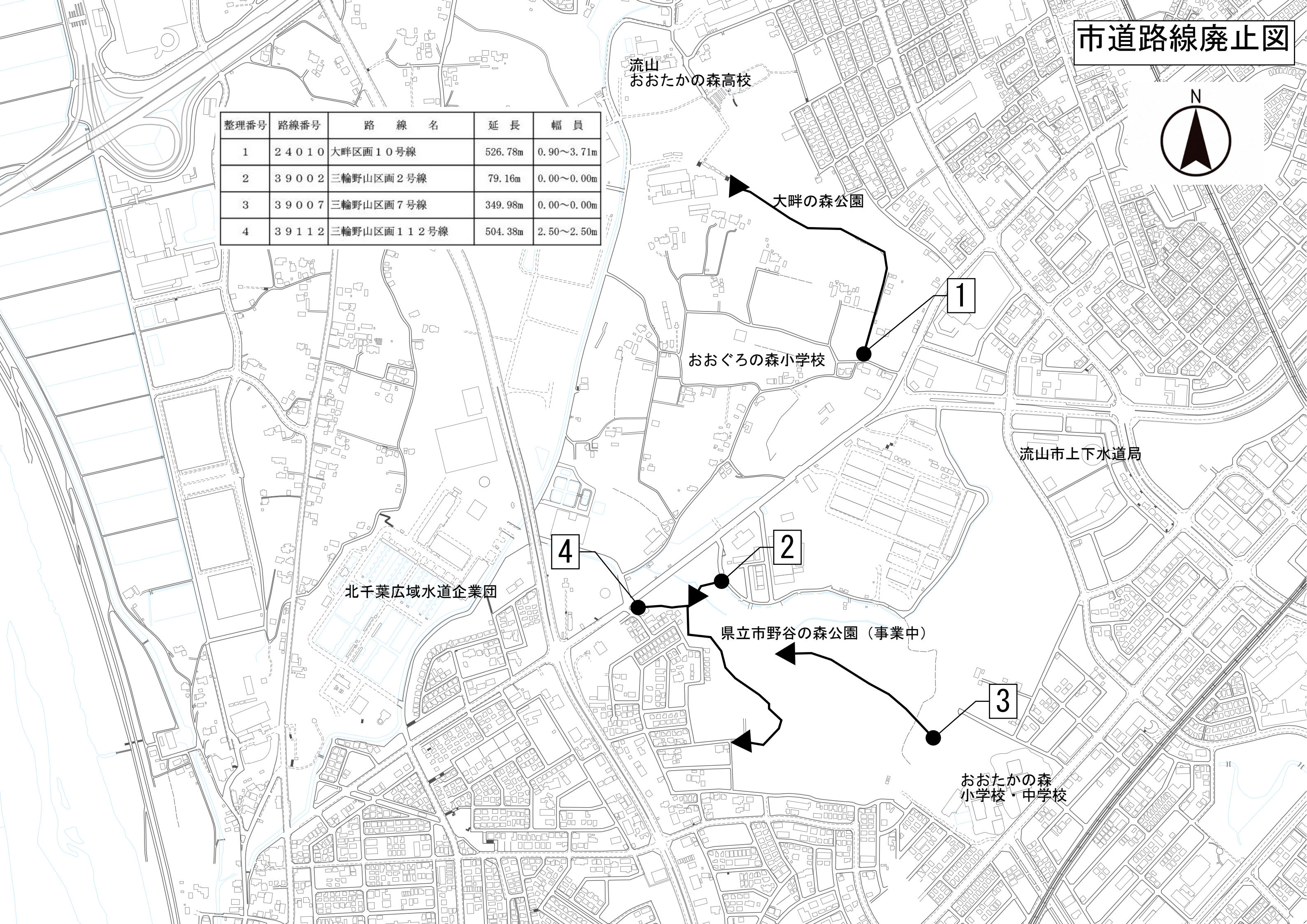
おおぐろの森小学校

流山市上下水道局

北千葉広域水道企業団

県立市野谷の森公園（事業中）

おおたかの森
小学校・中学校



市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
5	7 6 0 0 7	松ヶ丘4丁目区画7号線	308.63m	1.50～4.03m

報告第 3 号

継続費繰越計算書について

令和2年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和２年度流山市一般会計継続費繰越計算書

番号	款	項	事業名	継続費の総額	令和２年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
												国庫支出金	地方債	その他
1	2 総務費	1 総務管理費	本庁舎施設管理計画事業	円 38,474,000	円 15,390,000	円	円 15,390,000	円	円 15,390,000	円 15,390,000	円 3,990,000	円	円 市債 11,400,000	円
2	3 民生費	2 児童福祉費	児童館・児童センター整備事業（建設工事・工事監理業務委託）	618,000,000	103,000,000		103,000,000	43,928,000	59,072,000	59,072,000	7,372,000	国庫支出金 22,700,000	市債 29,000,000	
3	8 土木費	2 道路橋りょう費	名都借跨線橋道路拡幅改良事業	1,479,196,000	307,715,000		307,715,000		307,715,000	307,715,000	19,076,000	国庫支出金 117,939,000	市債 170,700,000	
4		4 都市計画費	生産緑地に関する図書作成事業	10,000,000	5,000,000		5,000,000	4,059,000	941,000	941,000	941,000			
5			都市計画見直し事業	25,000,000	19,000,000		19,000,000	15,543,000	3,457,000	3,457,000	3,457,000			
6	9 消防費	1 消防費	中央消防署移転事業	195,000,000	6,000,000		6,000,000	4,891,700	1,108,300	1,108,300	1,108,300			
7	10 教育費	2 小学校費	八木北小学校校舎等建設事業（既存校舎の改修工事・工事監理業務委託）	325,515,000	252,138,000	36,401,724	288,539,724	222,702,524	65,837,200	65,837,200	16,837,200		市債 49,000,000	
8			新設小学校建設事業（校舎等建設工事・工事監理業務委託）	5,146,162,000	3,193,330,000	1,274,842,071	4,468,172,071	2,232,935,911	2,235,236,160	2,235,236,160	477,016,160	国庫支出金 564,620,000	市債 1,193,600,000	
9			新設小学校（おおたかの森地区）建設事業（設計業務委託）	199,980,000	39,996,000		39,996,000	13,300,000	26,696,000	26,696,000	26,696,000			
10		3 中学校費	新設中学校建設事業（校舎等建設工事・工事監理業務委託）	6,707,164,000	2,060,982,000		2,060,982,000	781,000,000	1,279,982,000	1,279,982,000	334,459,000	国庫支出金 176,223,000	市債 769,300,000	
11			南流山中学校移転事業（設計業務委託）	200,343,000	6,952,000		6,952,000		6,952,000	6,952,000	6,952,000			

番号	款	項	事業名	継続費額の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
												国県支出金	地方債	その他
12	10 教育費	5 社会教育費	(仮称)南流山地域図書館整備事業(建設工事・工事監理業務委託)	927,000,000	154,500,000		154,500,000	65,892,000	88,608,000	88,608,000	22,308,000		市債 66,300,000	
13			指定等文化財保存活用整備事業	69,830,000	11,654,000		11,654,000		11,654,000	11,654,000	1,254,000		市債 10,400,000	
合 計				15,941,664,000	6,175,657,000	1,311,243,795	7,486,900,795	3,384,252,135	4,102,648,660	4,102,648,660	921,466,660	881,482,000	2,299,700,000	

報告第 4 号

繰越明許費繰越計算書について

令和2年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和２年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収特定財源	未収入特定財源	その他	一般財源
				円	円	円	円	円	円
1	2 総務費	1 総務管理費	T X沿線整備地区の字の区域の名称変更事業	7,750,000	6,848,696				6,848,696
2		3 戸籍住民基本台帳費	T X沿線整備住民記録及び戸籍簿等変更事業	3,657,000	3,656,304				3,656,304
3	3 民生費	1 社会福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業（介護支援課 高齢者施設等検査分）	20,359,000	19,639,150				19,639,150
4		2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども家庭課 子育て支援施設分）	4,200,000	1,400,000				1,400,000
5			学童クラブ施設整備事業	7,227,000	7,227,000				7,227,000
6	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業（健康増進課 ワクチン接種分）	99,644,000	73,530,596		国庫支出金 73,530,596		
7	8 土木費	2 道路橋りょう費	新設小学校建設関連道路整備事業	56,562,000	55,147,500		国庫支出金 25,025,000	市債 27,000,000	3,122,500
8			交差点改良事業	22,848,000	22,848,000		国庫支出金 9,478,000	市債 11,900,000	1,470,000
9			区画道路改良事業	29,155,000	21,866,907		国庫支出金 4,130,500	市債 15,600,000	2,136,407
10		3 河川費	河川等維持補修事業	10,000,000	10,000,000			市債 7,500,000	2,500,000
11		4 都市計画費	初石駅施設整備事業	48,764,000	48,764,000		国庫支出金 16,500,000	市債等 13,500,000	18,764,000
12			流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業	174,690,000	4,090,950				4,090,950
13			運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理負担事業	19,021,000	14,795,891			市債 11,000,000	3,795,891
14			木地区一体型特定土地区画整理負担事業	35,835,000	26,562,905			市債 8,600,000	17,962,905
15			自転車ネットワーク整備事業	5,000,000	5,000,000				5,000,000
16			都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業	5,400,000	5,400,000				5,400,000
17			都市計画道路3・4・19号大畔美田線道路改良事業	2,526,000	2,526,000				2,526,000
18			都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	95,587,000	94,423,522			市債 60,400,000	34,023,522
19			都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業	12,798,000	6,565,212			市債 5,900,000	665,212
20			新たな賑わい空間創出事業	66,707,000	51,637,600		国庫支出金 15,600,000	市債 19,400,000	16,637,600
21			安心安全な公園づくり事業	15,000,000	15,000,000				15,000,000
22	9 消防費	1 消防費	消防指令業務運用事業	3,144,000	3,144,000				3,144,000
23			中央消防署移転事業	2,608,000	2,608,000				2,608,000
24	10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業	26,147,000	26,147,000			市債 19,400,000	6,747,000
25			小学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	28,763,000	27,434,000		国庫支出金 14,641,000	市債 12,600,000	193,000
26			新型コロナウイルス感染症対策事業（学校施設課 小学校分）	228,690,000	228,690,000		国庫支出金 70,908,000	市債 153,100,000	4,682,000
27			八木北小学校校舎等建設事業	218,811,000	218,811,000		国庫支出金 12,401,000	市債 156,500,000	49,910,000
28			新設小学校建設事業	250,245,000	244,415,000		国庫支出金 20,200,000	市債 165,600,000	58,615,000
29		3 中学校費	中学校校舎等改修事業	33,448,000	32,253,000		国庫支出金 13,825,000	市債 16,600,000	1,828,000
30			中学校校舎等改修事業（国の追加補正分）	78,127,000	78,127,000		国庫支出金 25,922,000	市債 52,100,000	105,000
31			新型コロナウイルス感染症対策事業（学校施設課 中学校分）	161,865,000	161,865,000		国庫支出金 51,010,000	市債 108,100,000	2,755,000

番号	款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
						既収特 定財源	未収入 国庫支出金	特定財 源その他	一般財 源
32	10 教育費	6 保健体育費	東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地等誘致事業（国の追加補正分）	9,355,000	8,015,000		県支出金 8,015,000		
33			給食室等改修事業	149,349,000	149,349,000		国庫支出金 6,263,000	市債 108,100,000	34,986,000
34			給食室等改修事業（国の追加補正分）	332,973,000	332,973,000		国庫支出金 38,514,000	市債 294,100,000	359,000
35			コミュニティプラザ改修事業	22,858,000	14,158,000				14,158,000
合 計				2,289,113,000	2,024,919,233		405,963,096	1,267,000,000	351,956,137

報告第 5 号

事故繰越し繰越計算書について

令和2年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和２年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

番号	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
					支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	そ の 他		
1	2 総務費	1 総務管理費	コミュニティホーム改修事業	円 2,265,340	円 681,340	円 1,584,000	円	円 1,584,000	円	円	円	円	円 1,584,000	境界確定をするに当たり、地権者との協議に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。令和３年６月末完了予定。
2	10 教育費	2 小学校費	新設小学校（大畔地区）整備事業	18,253,970	15,883,371	2,370,599		2,370,599					2,370,599	おおぐろの森小学校に必要な消耗品の整備を行うに当たり、学校建設工事の遅れに伴い消耗品搬入経路の確保ができなくなり、年度内の事業完了が困難となった。令和３年４月に完了した。
3			新設小学校（大畔地区）備品整備事業	182,600,418	172,987,749	9,612,669		9,612,669					9,612,669	おおぐろの森小学校に必要な備品の整備を行うに当たり、学校建設工事の遅れに伴い備品搬入経路の確保ができなくなり、年度内の事業完了が困難となった。令和３年４月に完了した。
4			小学校校舎等改修事業	100,558,480	67,228,480	33,330,000		33,330,000	市債 28,500,000	国庫支出金 4,748,000			82,000	西深井小学校校舎外壁の改修を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した施工法により、工期延長が必要となり年度内完成が困難となった。令和３年８月末完了予定。
5			新型コロナウイルス感染症対策事業（学校施設課 小学校分）	20,812,000	7,661,300	13,150,700		13,150,700					13,150,700	市内全小学校（１６校）の蛇口改修を行うに当たり、新型コロナウイルスの影響により衛生器具の納品に遅れが生じたこと、また、向小金小学校において漏水が発生し対応したことから、年度内の事業完了が困難となった。令和３年６月末完了予定。
6		3 中学校費	中学校校舎等改修事業	70,455,820	43,155,820	27,300,000		27,300,000	市債 6,600,000	国庫支出金 8,517,000			12,183,000	北部中学校のトイレ改修を行うに当たり、新型コロナウイルスの影響により衛生器具の納品に遅れが生じたこと、また、長期休校（夏休み）を利用した工事となったことから、工期延長が必要となり年度内完成が困難となった。令和３年８月末完了予定。
7			新型コロナウイルス感染症対策事業（学校施設課 中学校分）	16,038,000	3,438,700	12,599,300		12,599,300					12,599,300	市内全中学校（９校）の蛇口改修を行うに当たり、新型コロナウイルスの影響により衛生器具の納品に遅れが生じたことから、年度内の事業完了が困難となった。令和３年６月末完了予定。
8		6 保健体育費	給食室等改修事業	10,483,000	3,140,000	7,343,000		7,343,000			市債 5,500,000		1,843,000	長崎小学校の調理場建設に伴う設計業務を行うに当たり、当初は共同調理場として計画していたが単独調理場とする計画変更があり、不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となった。令和３年６月末完了予定。
合 計				421,467,028	314,176,760	107,290,268		107,290,268	35,100,000	13,265,000	5,500,000	53,425,268		

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について

令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

番号	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国県支出金	その他	
1	2 土地区画整理事業費	1 西平井・鰯ヶ崎地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (家屋等移転補償費等)	円 2,059,000	円 2,014,208	円 一般会計繰入金 2,014,208	円	円	円
2		2 鰯ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (換地処分業務委託等)	68,970,000	63,742,495	一般会計繰入金 63,742,495			
3			土地区画整理事業 (家屋等移転補償費)	25,909,000	8,630,060	一般会計繰入金 8,630,060			
合 計				96,938,000	74,386,763	74,386,763			

報告第 7 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和２年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	令和２年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財 源内訳		翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入 限 度 額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				当年度損益 勘定留保資金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	西平井浄水場水処理施設更新事業	円 400,000,000	円 290,000,000	円 0	円 290,000,000	円 0	円 290,000,000	円 290,000,000	円 290,000,000	円	円

令和２年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金	企 業 債	工 負 担 事 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水源井設置工事（その2）	円 68,431,000	円 0	円 68,431,000	円 68,431,000	円 0	円 0	円	円	本工事にて、三輪野山地先の掘削を行ったところ、地層が浅部より非常に硬く、当初予定していた進捗率を下回り、掘削日数が大幅に増加したことから、年度内の完成が困難となったため
		水源井設置工事（その3）	円 63,305,000	円 0	円 63,305,000	円 63,305,000	円 0	円 0			本工事は、入札参加業者がいなかったことから、再度入札を行う必要が生じ、契約が当初予定より大幅に遅れたことにより、年度内の完成が困難となったため
		北部地域主要配水管改良工事（R2-1工区）	円 87,852,000	円 0	円 87,852,000	円 87,852,000	円 0	円 0			ネクスコ東日本の所有する常磐自動車道の管理用用地への埋設に伴う協議が難航し、年度内発注が困難となったため
		北部地域主要配水管改良工事（R2-3工区）	円 80,300,000	円 0	円 80,300,000	円 80,300,000	円 0	円 0			東武鉄道（株）の軌道下での推進工に伴う協議が難航し、年度内完成が困難となったため
		下花輪駒木線配水管改良工事（R2-1工区）	円 43,500,000	円 0	円 43,500,000	円 43,500,000	円 0	円 0			千葉県柏土木事務所発注による道路整備に伴う造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		下花輪駒木線配水管改良工事（R2-2工区）	円 78,500,000	円 0	円 78,500,000	円 78,500,000	円 0	円 0			千葉県柏土木事務所発注による道路整備に伴う造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		大畔配水管改良工事	円 17,600,000	円 0	円 17,600,000	円 17,600,000	円 0	円 0			学校施設課発注の新設小学校に伴う造成工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		青田配水管改良工事	円 12,991,000	円 0	円 12,991,000	円 12,991,000	円 0	円 0			住民要望による本復旧面積増に伴う工程遅延が生じたことから、年度内完成が困難となったため
		富士見台2丁目配水管改良工事(その2)	円 2,035,000	円 0	円 2,035,000	円 2,035,000	円 0	円 0			給水管の占用位置が不明であることから、試掘調査を要し、年度内完成が困難となったため
		美原3丁目ほか配水管改良工事	円 52,000,000	円 0	円 52,000,000	円 52,000,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		駒木配水管改良工事	円 41,000,000	円 0	円 41,000,000	円 41,000,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		長崎1丁目配水管改良工事	円 41,290,000	円 0	円 41,290,000	円 41,290,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		西深井配水管改良工事	円 63,470,000	円 0	円 63,470,000	円 63,470,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		おおたかの森西四丁目配水管改良工事（R2-1工区）	円 58,300,000	円 0	円 58,300,000	円 58,300,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		おおたかの森東四丁目配水管改良工事（R2-1工区）	円 25,850,000	円 0	円 25,850,000	円 25,850,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		向小金3丁目配水管改良工事（その1）	円 35,211,000	円 0	円 35,211,000	円 35,211,000	円 0	円 0			先行工事である下水道工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		江戸川台東2丁目ほか舗装本復旧工事	円 6,325,000	円 0	円 6,325,000	円 6,325,000	円 0	円 0			先行工事である北部地域主要配水管改良工事（R2-3工区）の遅延により、年度内発注が困難となったため

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工負担事金			
	2 拡張事業費	西初石1丁目ほか舗装本復旧工事	13,300,000	0	13,300,000	13,300,000	0	0			工区内の既設パタフライ弁匡交換が生じたため、年度内完成が困難となったため
		富士見台2丁目舗装本復旧工事	24,013,000	0	24,013,000	24,013,000	0	0			先行工事である富士見台2丁目配水管改良工事の遅延により、年度内完成が困難となったため
		平方ほか配水管拡張工事(R2-2工区)	41,800,000	0	41,800,000	41,800,000	0	0			先行工事である平方ほか配水管拡張工事(R2-1工区) その2の遅延により、年度内完成が困難となったため
		平方配水管拡張工事	14,641,000	0	14,641,000	14,641,000	0	0			道路建設課発注の道路改良工事と競合し、同時施工が出来ないことから、年度内完成が困難となったため
	3 つくばエクスプレス沿線整備事業	運動公園周辺地区配水管拡張工事 (R2-1工区)	42,000,000	0	42,000,000	7,000,000	0	35,000,000			区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完成が困難となったため
合 計			913,714,000	0	913,714,000	878,714,000	0	35,000,000			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工負担事金			
1 水道事業費用	1 営業費用	おおたかの森浄水場ろ過排水返送ポンプ修繕	円 1,100,000	円 0	円 1,100,000	円 1,100,000	円 0	円 0	円	円	本修繕は、ろ過排水返送ポンプが故障したことから、緊急修繕を行うものであるが、返送ポンプの製作に2カ月程度の期間が必要であることから、年度内の完成が困難となったため

報告第 8 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 2 年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 17 日報告

流山市長 井 崎 義 治

令和2年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損留	益保	勘資	定金	企業債	国補助金			
1 資本的支出	1 建設改良費	野田第5污水枝線工事(E2-501)	108,440,000	0	108,440,000	20,040,000		44,200,000	44,200,000		0	0	0	西深井地区において、工区内の建築工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第3-1污水枝線工事(E2-312)	45,300,000	0	45,300,000	21,500,000		6,840,000	11,900,000		0	5,060,000	0	美原地区において、沿線住民との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-1污水枝線工事(E2-713)	121,750,000	0	121,750,000	21,750,000		29,650,000	50,000,000		0	20,350,000	0	長崎地区において、近接する工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-4污水枝線工事(E2-742)	67,300,000	0	67,300,000	55,340,000		5,980,000	5,980,000		0	0	0	向小金地区の近接工事の完了に合わせ発注したことから、年度内完了が困難となったため
		第4污水枝線工事(E2-40A)	48,490,000	0	48,490,000	48,490,000		0	0		0	0	0	新設小中学校の道路築造工事に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-2污水枝線工事(E2-72A)	4,933,000	0	4,933,000	4,933,000		0	0		0	0	0	長崎地区において、沿線住民との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		第9-4污水枝線工事(E2-941)	94,800,000	0	94,800,000	20,800,000		22,040,000	37,000,000		0	14,960,000	0	おおたかの森西四丁目地区において、工区内の建築工事との工程調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		市野谷5号污水幹線工事(E2-941)	185,550,000	0	185,550,000	65,630,000		26,890,000	60,000,000		0	33,030,000	0	設計委託業務の工法検討について時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線工事	170,841,000	0	170,841,000	24,035,672		36,000,000	64,150,000	46,655,328		0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		本州団地污水管改築工事	41,400,000	0	41,400,000	5,400,000		18,000,000	18,000,000		0	0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		北部中学校防災用マンホールトイレ整備工事	11,880,000	0	11,880,000	280,000		5,800,000	5,800,000		0	0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		第3-1舗装復旧工事(ER2-313)	31,129,000	0	31,129,000	25,129,000		3,000,000	3,000,000		0	0	0	美原地区の近接工事の完了に合わせ発注したことから、年度内完了が困難となったため
		第7-2舗装復旧工事(ER2-722)	30,164,000	0	30,164,000	25,764,000		2,200,000	2,200,000		0	0	0	長崎地区の近接工事の完了に合わせ発注したことから、年度内完了が困難となったため
		駒木第3処理分区污水枝線実施設計委託	9,361,000	0	9,361,000	961,000		4,200,000	4,200,000		0	0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		家屋事前調査事後調査委託	825,000	0	825,000	464,228		0	0	360,772		0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		向小金雨水幹線工事に伴うガスパ移設補償	40,000,000	0	40,000,000	22,508,000		0	0	17,492,000		0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		長崎地区公共下水道工事に伴うガスパ切廻し補償	26,400,000	0	26,400,000	26,400,000		0	0	0		0	0	長崎地区の下水道工事の遅延に伴い、移転補償の年度内完了が困難となったため
		向小金雨水幹線工事に伴う物件補償	3,000,000	0	3,000,000	1,688,100		0	0	1,311,900		0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
		防災用備蓄品購入費	3,823,000	0	3,823,000	823,000		1,500,000	1,500,000		0	0	0	国の3次補正予算に伴い令和3年度事業を令和2年度に前倒しで実施するものであり、年度内完了が困難であるため
	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託（污水）	68,000,000	0	68,000,000	1,200,000		12,300,000	13,500,000	41,000,000		0	0	区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託（雨水）	119,000,000	0	119,000,000	0		13,400,000	13,400,000	92,200,000		0	0	区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、年度内完了が困難となったため
合 計			1,232,386,000	0	1,232,386,000	393,136,000		232,000,000	334,830,000	199,020,000		73,400,000	0	

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 鱈ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更に伴い、流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年５月２１日

流山市長 井 崎 義 治

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和41年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市南消防署の項中「鰭ヶ崎二丁目」を「鰭ヶ崎一丁目
鰭ヶ崎二丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和3年5月22日から施行する。

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年３月９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部企画政策課の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）を運転し、日没後の見通しの悪い丁字路を左折したところ、車両の左側面及び左後輪が人家の塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和２年１１月２６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東初石１丁目１６９番３地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区登戸２丁目２番７号
株式会社トヨタレンタリース新千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和３年３月９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １９２，０６０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年４月１４日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市役所第一庁舎南側の駐車スペースに駐車していた公用車（市が賃借している自動車）について、第三者が当該公用車の右前方部分及びライトを損傷したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和３年２月２５日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台１丁目１番地の１
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和３年４月１４日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ６４，３５０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年５月１７日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が流山市保健センター前路上にて公用車（市が賃借している自動車）を方向転換のため後退させたところ、保健センターの案内看板支柱に車両後方が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和３年１月２０日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石４丁目１４３３番１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和３年５月１７日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ５３，５５９円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 26 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 学校教育部学校教育課の職員が流山市立西初石中学校敷地内において、公用車（市が賃借している自動車）で右折により敷地外に出ようとした際、校門の門柱に車両右側下部を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 3 年 4 月 21 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 4 丁目 455 番地の 1
（流山市立西初石中学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 3 年 5 月 26 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 94,600 円 |

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月17日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年４月７日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が公務中運転していた公用車（市が賃借している自動車）が後続車に追突されたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和３年２月８日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森北一丁目１７番２０地先 |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県日高市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和３年４月７日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 市の損害額の全額を相手方が負担する。 |
| 8 | 和 解 金 額 | ３０４，５６８円 |